

# 統計資料

## 目次

### I. 児童の権利条約

1. 主な青少年相談機関の概要
2. 児童虐待に関する統計(警察庁関連)
3. 児童虐待に関する統計(厚労省関連)
4. 特別支援教育の現状
5. 障害者数
6. 出生児の体重別, 出生割合
7. 居宅介護の事業所数(報酬請求)
8. 児童発達支援の事業所数(報酬請求)
9. 障害児入所施設等の現況
10. エイズ発生動向
11. 薬物乱用少年の検挙人員数の推移
12. 未成年者飲酒禁止法及び未成年者喫煙禁止法の送致人員の推移(人)
13. 児童扶養手当
14. 児童手当制度
15. 主な社会教育施設
16. 児童厚生施設
17. 暴力団対策法に基づく命令等発出件数
18. 少年院の仮退院者の平均収容期間
19. 合法的に自由をはく奪された児童数等の統計
20. 一般保護事件の終局総人員のうち外国籍を有する人員に対する通訳人・翻訳人の有無別  
暦年比較

### II. 児童売買等選択議定書

21. 性的搾取に関する主な福祉犯検挙人員の推移
22. 家出少年の発見・保護人員の推移(人)
23. 有害な仕事からの保護に関する主な福祉犯検挙状況(人員)
24. コンピュータ・ネットワークを利用したわいせつ事犯の検挙状況
25. 児童相談所における相談対応件数
26. 児童買春・児童ポルノ禁止法(有罪判決)

## I. 児童の権利条約

### 1. 主な青少年相談機関の概要

機関名 (所管官庁)	設置主体	相談業務の内容 (相談に応じている者)	設置状況	相談受理 件数
法務局	国	人権擁護委員や法務局職員がメール、電話又は面談により被害相談に応じている。	311 か所	236,403 件 の内数 (2015 年)
児童相談所	都道府県 指定都市 児童相談所 設置市	児童に関する相談(養護相談、保健相談、障害相談、非行相談、育成相談 等) (児童福祉司、児童心理司 等)	207 か所	88,931 件 (2014 年)
教育センター	都道府県 指定都市	いじめや不登校等に関する相談 (教育相談員)	59 か所	102, 221 件 (2014 年)
青少年センター	都道府県、 市町村、市 町村の組合 協議会等、 関係機関・ 団体の協議 会、民間	青少年問題に関する相談 (相談担当者)	707 か所 (2015 年 1 月現在)	直接相談 181,923 件 電話相談 105,413 件 メール相談 5,752 件 (2013 年度 年)
少年鑑別所	国	非行及び犯罪に関する各般の問題について、助言等を行う。 (少年鑑別所の職員)	52 か所	4,189 件 (2015 年 6 月～12 月)
都道府県警察本部 警察署 (警察庁)	都道府県警察	少年の非行防止及び保護に関する相談 (少年補導職員、少年警察担当警察官)	1,364 か 所	64,781 件 (2015 年)

## 2. 児童虐待に関する統計(警察庁関連)

2015 年中に警察の少年相談窓口に寄せられた児童虐待に関する相談件数は、4,839 件であり、毎年増加傾向にある。

また、2015 年中に警察が取り扱った児童虐待事件の検挙件数は 785 件、検挙人員は 811 人と、統計をとり始めた 1999 年以降、過去最多となった。

(資料)警察における児童虐待の相談対応件数の推移

	2011	2012	2013	2014	2015
相談対応件数(件)	2,949	3,542	3,675	4,632	4,839

(資料)児童虐待事件の罪種別検挙人員の推移(2010~2015)

	2011	2012	2013	2014	2015
検挙件数	384	472	467	698	785
身体的虐待	270	344	334	526	643
性的虐待	96	112	103	150	117
怠慢・拒否	17	10	14	11	7
心理的虐待	1	6	16	11	18
検挙人員	409	486	482	719	811
被害児童数	398	476	475	708	807
死亡児童数	39	32	25	20	26
被害児童数に占める死亡児童数の割合	9.8%	6.7%	5.3%	2.8%	3.2%

※ 無理心中,出産直後の殺人及び遺棄を含まない。

### 3. 児童虐待に関する統計(厚労省関連)

児童虐待に関する統計は、1990年度から全国の児童相談所において受け付けた児童虐待相談に関連して集計を行っている。この統計で見ると児童虐待の相談対応件数は毎年増加しており、1990年度は1,101件であるのに対し、2004年度は33,408件、2015年度は103,286件となっている。

年次	児童相談所に置ける児童虐待の相談対応件数
2006年度	37,323
2007年度	40,639
2008年度	42,664
2009年度	44,211
2010年度	56,384
2011年度	59,919
2012年度	66,701
2013年度	73,802
2014年度	88,931
2015年度	103,286

### 4. 特別支援教育の現状(平成28年5月1日現在)

#### ○特別支援学校

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	84	120	761	349	149	1,125校
在籍者数	5,587	8,425	126,541	31,889	19,559	139,821人

※学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

※在籍者数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。

○特別支援学級(小学校・中学校)

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害
学級数	26,136	2,918	1,917	470	1,057	621	24,109
在籍者数	106,365	4,418	3,208	552	1,617	1,708	99,971
							計
							57,228 学級
							217,839 人

○通級による指導(小学校・中学校)

	注意欠陥多動性障害	学習障害	自閉症	情緒障害	難聴その他	言語障害	計
在籍者数	16,886	14,543	15,876	11,824	2,389	36,793	98,311 人

5. 障害者数

我が国では、在宅の身体障害児は、2006年に93,100人であったが、2011年には72,700人となっている。また、知的障害児は、2005年には117,300人であったが、2011年には151,900人となっている。また、精神障害児は、2011年には176,000人であったが、2014年には266,000人となっている。身体障害児、知的障害児又は精神障害児を以下「障害児」という。

(単位:人)

	総数	0～9歳	10～17歳
身体障害児 (2011年)	72,700	39,800	32,900
知的障害児 (2011年)	151,900	59,000	92,900
精神障害児 (2014年)	265,900	102,400	163,500(※)

(※)精神障害児は10～19歳 (厚生労働省調べ)

6. 出生児の体重別、出生割合(%)

年	1975	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2,500g 未満	5.1	5.5	6.3	7.5	8.6	9.5	9.6	9.5
1,500g 未満	0.3	0.5	0.5	0.6	0.7	0.8	0.8	0.7
1,000g 未満	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3

7. 居宅介護の事業所数(報酬請求)

(単位:箇所)

2011.4	2012.4	2013.4	2014.4	2015.4
15,149	16,135	17,086	17,981	18,586

8. 児童発達支援の事業所数(報酬請求)

(単位:箇所)

2012.4	2013.4	2014.4	2015.4
1,737	2,221	2,608	3,100

9. 障害児入所施設等の現況

(2013年12月1日現在)

	施設数 (箇所)	定員(人)	現員(人)
福祉型障害児入所施設	262	10,492	6,697
医療型障害児入所施設	177	16,049	2,931
指定発達支援医療機関	76	7,368	1,224

(厚生労働省調べ)

10. エイズ発生動向

我が国におけるエイズ発生動向については、1984年よりエイズ動向委員会において評価検討を行っている。同委員会において、2015年12月末現在、累計報告数は、新規HIV感染者17,909件、新規エイズ患者8,086件で、計25,995件と報告されており、新規HIV感染者・エイズ患者報告数の年次推移で見ると2008年まで増加傾向が認められ、近年は1,500件程度の報告が続いている。最近の発生動向の特徴としては、(イ)主な感染経路は男性同性間の性的接触であること、(ロ)新規HIV感染者は20～30歳代、新規エイズ患者は30～40歳代で多く報告されているが、幅広い年齢での報告も認められること等が指摘されている。

### 11. 薬物乱用少年の検挙人員数の推移

西暦	2011	2012	2013	2014	2015
覚醒剤事犯検挙人員	183	148	124	92	119
大麻事犯検挙人員	81	66	59	80	144
MDMA 等合成麻薬事犯 検挙人員	8	1	2	1	0
シンナー等有機溶剤事犯 検挙人員	100	74	32	14	7

### 12. 未成年者飲酒禁止法及び未成年者喫煙禁止法の送致人員の推移(人)

	2011	2012	2013	2014	2015
未成年者飲酒禁止法	232	156	172	150	162
親権者等の不制止	44	31	38	26	54
営業者の知情販売	188	125	134	124	108
未成年者喫煙禁止法	1,387	1,480	1,259	1,168	1,119
親権者等の不制止	654	794	728	708	778
営業者の知情販売	733	686	531	460	341

### 13. 児童扶養手当

手当額(月額)

児童1人の場合

(全部支給)42,330円

(一部支給)42,320円から9,990円

児童2人の場合

(全部支給)10,000円加算

(一部支給)9,990円から5,000円加算

児童3人の場合 1人につき

(全部支給)6,000円加算

(一部支給)5,990円から3,000円加算

受給者数 1,058,231人(2015年3月末日現在)

#### 14. 児童手当制度

支給対象児童 第1子以降の児童

支給期間 0歳から中学校修了(15歳に達する日以後の最初の3月31日)までの児童

手当額(月額)

3歳未満 15,000円

3歳以上小学校修了前(第1子・第2子) 10,000円

3歳以上小学校修了前(第3子以降) 15,000円

中学生 10,000円

所得制限以上(当分の間の特例給付) 5,000円

所得制限 960万円(夫婦と児童2人世帯・年収ベース)

支給対象児童数 17,386,114人(2015年2月末日現在)

#### 15. 主な社会教育施設は以下のとおり。

##### (1)独立行政法人国立青少年教育振興機構

全国に28の国立青少年教育施設を有し、青少年に体験活動等の機会や場を提供し、我が国の青少年教育の振興及び青少年の健全育成を目的とする、我が国の青少年教育のナショナルセンターである。

##### (2)公民館

2011年10月現在、全国の公民館数は14,674館。

##### (3)博物館

2011年10月現在、全国の博物館数は1,262館。

##### (4)図書館

2011年10月現在、全国の図書館数は3,274館。

##### (5)スポーツ施設

全国のスポーツ施設数は約22万2千カ所。その約6割以上は学校体育施設であり、残りは公共スポーツ施設が約24%、職場スポーツ施設を含めた民間スポーツ施設が約11%。

#### 16. 児童厚生施設

##### (1)児童館・児童センター

2011年3月に児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指す「児童館ガイドライン」を策定し、児童館における活動や運営の向上を図っている。2015年10月現在全国に4,613ヶ所。

##### (2)児童遊園

2015年10月現在全国に2781ヶ所。

### 17. 暴力団対策法に基づく命令等発出件数

	2011	2012	2013	2014	2015
少年に対する加入強要・ 脱退妨害	21 (1)	24 (3)	30	18 (1)	14
少年に対する入れ墨の 強要等	1	4	1	7	3

※数値は中止命令の件数であり、( )内は再発防止命令の外数である。

### 18. 少年院の仮退院者の平均収容期間

2014年の少年院の仮退院者の平均収容期間は、問題性が単純又は比較的軽い少年を対象とした一般短期処遇においては151日、問題性が上記の少年よりも進んでおらず、開放的な環境で処遇するのに適した少年を対象とした特修短期処遇においては97日、短期処遇では矯正教育の効果を十分にあげることのできない少年を対象とした長期処遇においては397日となっている。

### 19. 合法的に自由をはく奪された児童数等の統計は以下のとおりである。

(資料)少年鑑別所 1日平均収容人数

年次	男	女	総計
2010	800	95	895
2011	775	86	861
2012	750	80	830
2013	689	73	762
2014	621	62	683
2015	565	48	613

(資料)少年院 1日平均収容人数

年次	男	女	総計
2010	3,056	354	3,410
2011	2,866	326	3,191
2012	2,906	305	3,211
2013	2,769	286	3,054
2014	2,543	260	2,803
2015	2,411	221	2,633

(資料)少年受刑者 1日平均収容人数

年次	男	女	総計
2010	25	0	25
2011	21	1	22
2012	20	1	21
2013	17	2	19
2014	19	2	21
2015	29	2	31

\* 少年受刑者とは、少年法の適用を受け、同法56条の規定により、刑事施設に収容されている者をいう。

20. 一般保護事件の終局総人員のうち外国籍を有する人員に対する通訳人・翻訳人の有無別暦年比較

		総数	アメリカ	ベトナム	韓国, 朝鮮	コロンビア	タイ	中国	フィリピン	ブラジル	ペルー	その他
2011年	総数	920	14	38	202	6	34	150	165	174	59	78
	無	690	10	20	193	5	26	110	133	106	34	53
	有	230	4	18	9	1	8	40	32	68	25	25
2012年	総数	817	12	29	157	6	29	148	147	147	67	75
	無	610	6	21	154	5	25	101	113	88	42	55
	有	207	6	8	3	1	4	47	34	59	25	20
2013年	総数	919	13	80	131	12	28	132	159	198	60	106
	無	693	6	53	129	9	22	98	140	129	36	71
	有	226	7	27	2	3	6	34	19	69	24	35
2014年	総数	837	9	94	108	3	30	128	146	160	40	119
	無	575	4	44	104	1	26	95	117	86	22	76
	有	262	5	50	4	2	4	33	29	74	18	43
2015年	総数	769	2	81	119	5	13	103	150	163	48	85
	無	483	1	28	111	2	10	58	120	87	20	46
	有	286	1	53	8	3	3	45	30	76	28	39

注1 次の事件を除く。

(1) 簡易送致事件

(2) (無免許)過失運転致死傷事件, (無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱事件, 車両運転による業務上(重)過失致死傷事件, 自動車運転過失致死傷事件及び(無免許)危険運転致死傷事件(ただし, 2015年の数値は, 車両運転による過失致死傷事件を含む。)

(3) 移送・回付で終局した事件

(4) 併合審理され, 既済事件として集計しないもの(従たる事件)

注2 我が国で出生したり, 我が国で長期間生活するなどして, 日本語を十分に理解する場合であっても, 外国籍を有する者は統計対象に含まれる。

注3 通訳人・翻訳人有には, 保護者, 証人等に通訳人・翻訳人が付いた場合も含まれる。

## Ⅱ. 児童売買等選択議定書

### 21. 性的搾取に関する主な福祉犯検挙人員の推移（2011～2015年）

区分	年				
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
児童福祉法（淫行）	332	313	332	319	309
売春防止法	35	36	22	34	36
青少年保護育成条例 （淫らな性行為等）	1,077	965	1,067	1,045	979
児童買春・児童ポルノ禁止法	1,678	1,847	1,893	1,967	2,113
児童買春	662	579	641	587	630
うち出会い系サイト利用に係るもの	207	195	112	122	74
うちテレホンクラブ営業に係るもの	54	27	32	1	—
児童ポルノ	1,016	1,268	1,252	1,380	1,483
うちインターネット利用に係るもの	725	954	978	1,097	1,104

児童買春・児童ポルノ禁止法違反による2015年中の検挙状況（送致件数・人員）については、2,666件、2,113人である。児童買春事件については728件、630人、児童ポルノ事件については1,938件、1,483人であり、児童ポルノ事件のうちインターネット関連事犯が1,580件で全体の81.5%を占める。

### 22. 家出少年の発見・保護人員の推移（人）

	2011	2012	2013	2014	2015
発見・保護した家出少年	15,917	16,708	18,832	16,766	16,035

### 23. 有害な仕事からの保護に関する主な福祉犯検挙状況（人員）

	2011	2012	2013	2014	2015
労働基準法	55	105	101	104	91
最低年齢未満使用	9	15	7	13	20
年少者に対する規定	44	90	94	91	71
その他	2	0	0	0	0
風営適正化法	419	321	323	281	236

※労働基準法の年少者に関する規定は、年少者に対する深夜業、危険業務、有害業務等の違反。風営適正化法は、風俗営業の接待業務等の違反。

## 24. コンピュータ・ネットワークを利用したわいせつ事犯の検挙状況

警察では、コンピュータ・ネットワークを利用したわいせつ事犯や、わいせつDVD等の販売事犯に対する取締りを推進している。また、検挙後、時機に応じて適切に報道発表を行っている。

(資料)コンピュータ・ネットワークを利用したわいせつ事犯の検挙状況(件数)

	2011	2012	2013	2014	2015
件数	699	933	781	850	840

(資料)わいせつDVD等の販売事犯の検挙状況(件数)

	2011	2012	2013	2014	2015
件数	385	251	177	185	85

## 25. 児童相談所における2015年度の相談対応件数

相談事項	相談対応件数
児童虐待に関する相談	103,286 件
性的虐待に関する相談	1,521 件
児童買春等の被害に関する相談	45 件

## 26. 児童買春・児童ポルノ禁止法(有罪判決)

平成18年4月1日から平成27年12月末までの間に、全国の地方裁判所又は簡易裁判所において、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律4条ないし8条により処断され有罪判決を受けた人員は2,556人であり、その年別の内訳は以下のとおりである。

		有罪人員				
年次	罰条	4条	5条	6条	7条	8条
平成18年 (4月以降)		148	9	-	121	-
平成19年		163	4	-	202	-
平成20年		131	6	-	202	-
平成21年		123	2	-	204	-
平成22年		120	2	-	202	-
平成23年		90	2	-	119	-
平成24年		70	2	-	125	-
平成25年		68	-	-	120	-
平成26年		48	4	-	89	-
平成27年		49	2	1	128	-

(注)刑事通常第一審事件票による実人員である。

(了)